

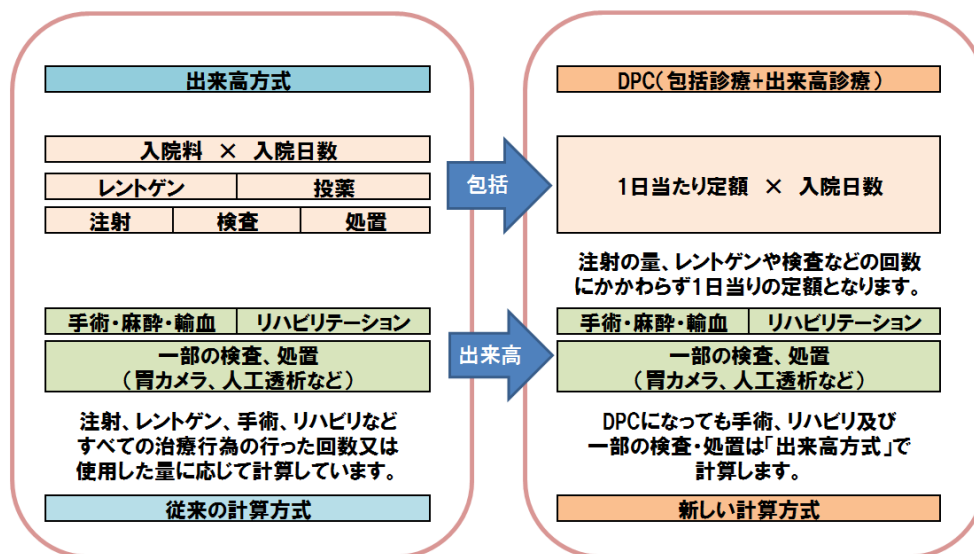
入院費の計算について

当院では、平成30(2018)年4月1日より、国が推奨する入院医療費支払い制度である【包括医療費支払い制度方式(DPC)】を採用しています。

—DPCとは—

病名や診療内容に応じた1日当たりの定額の点数からなる包括評価部分(入院基本料、検査、投薬、注射、レントゲンなど)と、従来どおりの出来高評価部分(手術、内視鏡、リハビリテーションなど)を組み合わせる方式です。

1日当たりの定額の点数は「診断群分類」と呼ばれる区分ごとに、入院期間に応じて定められています。



入院途中で病状や治療内容が変わり、主治医により決定される診断群分類が変更となった場合(主に治療した病名が変わった場合など)は、入院初日に遡り、医療費の計算をやり直します。また、月をまたいで変更となった場合は、退院時に過不足を調整します。

※ 入院中の食事代は、従来どおりの金額を負担していただきます。

DPC の対象とならない患者様

1. 健康保険の対象とならない患者様（労災、交通事故など）
2. 病名と治療内容の組み合わせから、診断群分類に該当しない患者様
3. 療養病床(5 階病棟)に入院された患者様
4. 病名の分類ごとに決められた包括評価入院期間を超えた患者様

包括医療(DPC) Q&A

Q 入院医療費の計算方法はいつから変わるのですか？

A 平成 30(2018)年4月1日以降、新たに入院された患者様が DPC の対象となります。

Q DPC になると入院医療費は高くなりますか？

A DPC では、病名と治療内容によって 1 日あたりの医療費が決まるため、出来高支払いと比べて高くなることもあれば安くなることもあります。また、病院ごとに厚生労働省から定められた医療機関別係数がありますので、同一の病名や治療でも、病院によって医療費が異なる仕組みになっています。

Q 高額療養費制度の取り扱いはどうなりますか？

A 高額療養費の取扱いは、従来と変わりありません。70 歳未満の方には、入院医療費の窓口負担が軽減される『限度額適用認定証』の申請をお勧めしています。

皆野病院からのお願い

DPC 対象病院に入院している期間中に他医療機関を受診された場合、受診側の保険請求ができないため、すべて自費請求となります。かかりつけの医師に家族の方が薬をもらいに行く場合なども同様のため、他医療機関を受診等する際は、病棟スタッフに必ず相談してください。場合によっては、全額自己負担していただく事もあります。

御不明な点は、1 階総合受付にお声がけください。